

令和3年 第9回浅口市農業委員会議事録

令和3年8月16日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第17号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第18号 農地法施行規則該当転用届について

報告第19号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年9月15日（水））

開会（午後1時44分）

議長 それでは、これより令和3年第9回浅口市農業委員会を開催いたします。
ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。また、推進委員は12名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。ご承知のとおり、岡山県においては8月31日までデルタ株特別警戒期間であります。これに伴い、前回に引き続き会議時間短縮のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うことといたします。ご異議はありますか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。
日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において3番友田委員、5番古川委員を指名します。
日程第2、会期の決定についてを議題とします。
会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。
日程第3、議事に移ります。
議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
569番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は2ページになります。
議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年8月16日提出。
番号569、土地の所在、鴨方町鴨方。畑。34平方メートル。
譲受人は、鴨方町鴨方、79歳、農業。譲渡し人は、東京都杉並区、73歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。地図は1ページ、2ページになります。
場所は、鴨方の鴨神社の境内の入り口のすぐ前の道路を隔てた南の譲受人の土地の南側の一角になります。隣接しております。親の代から譲るといような話はあったらしいんですが、ここに来てはっきり決まったようでございます。問題ないかと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、569番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして……。

事務局 ちょっとお待ちください。
 いいです。

議 長 続きまして、570番の件について、事務局の説明を求めます。
 事務局 番号570、土地の所在地、金光町佐方。登記地目、田。現況地目、畑。264平方メートル。
 譲受人は、倉敷市玉島、66歳、農業。譲渡し人は、金光町佐方、84歳、農業。
 譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、3番友田委員から補足説明を願います。
 委 員 3番友田です。場所のほうは、地図は3ページ、4ページになりますけれど、金光吉備小学校の西、やや南に100メートルから150メートルぐらい離れたところ、ちょうど2号線沿いにミツワデイリーの工場がありますけど、それよりも南に50メートルから70メートルぐらいのところにある畑になります。ちょうど吉備団地の東側になります。将来的には宅地にしたいという譲受人の意向があるようですけど、譲渡し人のほうもちゃんと理解しておりましたので、特に問題はないかと思えます。よろしく願います。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。
 委 員 なし声
 議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、570番の件についてご異議ありませんか。
 委 員 異議なし声
 議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、571番の件について、事務局の説明を求めます。
 事務局 番号571、土地の所在地、鴨方町六条院東。田。604平方メートル。
 譲受人は、金光町佐方、58歳、会社員兼農業。譲渡し人は、兵庫県明石市、79歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。
 委 員 11番渡邊です。この案件の場所は、鴨方ドライブインからちょっと東に行った信号があります。そこから県道がありまして、南へ300メートル行った東側になるんですが、鴨方町と金光町の境ぐらいのところにある田であります。現在も譲受人が耕作しておりまして、また譲渡し人は県外に住んでいるため、譲受人、譲渡し人は親戚関係ということで今回贈与ということに決まったということで、問題ないと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。
 委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、571番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、573番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号573、土地の所在地、金光町大谷。畑。1,528平方メートル。
 譲受人は、金光町下竹、25歳、会社員兼農業。譲渡し人は、金光町占見新田、62歳、会社員。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委 員 5番古川です。この土地は、大谷西の2号線の金光隧道の西から県道が南のほうへずっと、県道がありますが、それを1キロ弱南へ行って、そこから東手の山際にある土地なんですけど、金光教の、以前は金光学園の寄宿舎があった、それが今官舎になっておるんですけど、その北側のところの土地です。特に問題ないかと思えますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、573番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 議案第29号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
 574番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。
 議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年8月16日提出。
 番号574、土地の所在地、鴨方町六条院西。畑。282平方メートル。
 譲受人は、鴨方町六条院東、25歳、公務員。譲渡し人は、岡山市東区、88歳、無職。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟105.99平方メートル、木造平家建て瓦ぶき、駐車場2台、全体面積498.76平方メートル、建蔽率26.94%。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成する他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 それでは、私の担当地区ですので、説明をさせていただきます。
 位置図につきましては9から10ページです。場所ですが、鳩ヶ丘の南の端から南へ約100メートルの位置となります。旧道沿いの場所ですが、地図上では三角形の土地になっておりますが、隣の4378番の1番地の一部を宅地になっておりますが、その一部を購入して宅地としたものであります。特に問題ないと思われれます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員 　　ただいま説明いたしました。質疑はありませんか。
 議長 　　なし声
 　　　　質疑なしと認めます。
 委員 　　それでは、574番の件についてご異議ありませんか。
 議長 　　異議なし声
 　　　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。
 事務局 　　続きまして、576番の件について、事務局の説明を求めます。
 　　　　番号576、土地の所在地は全て金光町占見です。
 　　　　576の1。田。117平方メートル。
 　　　　576の2。田。1,375平方メートル。
 　　　　譲受人は、倉敷市中島、車両販売事業者。譲渡し人は、金光町地頭下、64歳、無職。転用目的は、中古自動車販売店舗。施設の概要は、店舗1棟26.76平方メートル、駐車場30台。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。
 議長 　　次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。
 委員 　　2番渡邊です。地図は11、12ページを見ていただいて、場所は金光町榊池のすぐ北側になります。県道沿いになります。この土地は営業に向けた交通量の多い県道に接しております。車の出入りもよくできると思います。この都度、地権者と申請者で土地を譲る話がまとまったということです。土木委員の承諾も得ておるといことなんで、特に問題はないと思われます。審議のほうよろしくをお願いします。
 議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
 委員 　　なし声
 議長 　　質疑なしと認めます。
 　　　　それでは、576番の件についてご異議ありませんか。
 委員 　　異議なし声
 議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 　　　　続きまして、561番と562番は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
 事務局 　　議案書は4ページになります。
 　　　　賃貸借権設定。
 　　　　番号561、土地の所在地、鴨方町鴨方。田。899平方メートル。
 　　　　貸出人は、鴨方町鴨方、68歳、パート兼農業。
 　　　　番号562、土地の所在地、鴨方町鴨方。田。697平方メートル。
 　　　　貸出人は、鴨方町鴨方、79歳、農業。
 　　　　借受人は鴨方町鴨方、土木事業者。転用目的は、露天資材置場です。施設の概要は、資材置場1,596平方メートル。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。
 議長 　　次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。地図は13ページ、14ページになります。

場所は鴨方高校の北側、ホームセンターコーナンから北へ約100メートルちょっとありますかの位置になります。建設資材置場として貸してほしいということから、貸すようなことになったそうです。一部横っちょに用水ありますけれども、用水には土なんか落ちないようにというふうには伝えてるようです。別に問題ないかと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めまます。

委員 それでは、561番と562番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたしまます。

事務局 続きままして、575番の件について、事務局の説明を求めまます。

事務局 番号575、土地の所在地、金光町占見。登記地目、田。現況地目、畑。203平方メートル。

借受人は、倉敷市阿知、飲食店事業者。貸出人は、金光町占見新田、74歳、農業。転用目的は、店舗駐車場です。施設の概要は、駐車場7台。農地区分は2種ありますが、当該転用目的を達成できる他の土地はございませぬ。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられまます。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願ひします。

委員 2番渡邊です。地図は15、16ページを見ていただき、場所は、柘池から東へ200メートルぐらいのところにある県道沿いになります。ご存じでしょうが、最近開店した店舗の駐車場が狭いということで、店舗の近くのところで従業員の駐車場を探していたということで、ちょうど目の前にありますが地権者と申請者で賃貸の話がまとまったということです。土木委員の承諾も得ておりままして、特に問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めまます。

委員 それでは、575番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたしまます。

事務局 続きままして、566番の件について、事務局の説明を求めまます。

事務局 議案書は5ページになります。

使用貸借権設定。

番号566、土地の所在地、金光町占見新田。登記地目、宅地。現況地目、畑。324.98平方メートル。

借受人は、倉敷市茶屋町、39歳、会社員。貸出人は、金光町占見新田、68歳、

パート兼農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟80.68平方メートル、木造2階建て瓦ぶき、建蔽率24.83%。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。位置図は17、18ページを見ていただければ分かります。

場所は、山陽マルナカ金光店の東約50メートルにあります。倉敷市に住んでいる子供さんが親元に帰ってくるということで、このたび親御さんの土地を借りて家を建てるということです。土木委員の承諾も得ております。特に問題はないと思いますので、ご審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、566番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、568番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号568、土地の所在地、鴨方町深田。田。351平方メートル。

借受人は、岡山市北区、32歳、公務員。貸出人は、鴨方町深田、86歳、農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟119.24平方メートル、木造平家建て瓦ぶき、駐車場2台、建蔽率36.58%。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成する他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。地図は19ページ、20ページになります。

場所は、タカキベーカリーの北側の指田川を挟んで北西方向になりますか。この土地は借受人、貸出人の関係はおじいさんと孫の関係になります。お孫さんがおじいさんの土地に家を建てたいということらしいです。この土地のすぐ東側は住宅地にずっとなっておりまして、何ら問題なかろうかと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、568番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、572番の件について、事務局から説明を求めます。

事務局 番号572、土地の所在地は全て金光町占見です。
572の1。田。423平方メートル。
572の2。田。64平方メートル。
借受人は、倉敷市玉島、29歳、会社員。貸出人は、金光町占見、84歳、農業。
転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟62.93平方メートル、木造
2階建て瓦ぶき、倉庫1棟、カーポート2台、建蔽率24.72%。農地区分は第2
種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はな
く、許可要件を満たしていると考えられます。
なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いいたします。

委員 2番渡邊です。地図は11、12ページを見ていただいて、場所は、金光町の柵池
の北の県道の北側に位置します。市外に住んでいる孫娘夫婦が親元に帰ってくるとい
うことで、隣が親の家なんです、このたび祖父の土地を借りて家を建てるというこ
とです。土木委員さんの承諾も得ております。特に問題はないと思われれます。ご審議
よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、572番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第30号農用地利用集積計画についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は6ページになります。
議案第30号農用地利用集積計画について。令和3年8月16日提出。
説明をいたします。
今回の議案番号18番から21番の4件につきまして、農業者年金の経営移譲年金
特例交付対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て
農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。
利用権設定を受ける者は4名、農地は10筆です。更新が7筆、新規が3筆です。
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
契約期間は3年未満が2件、3年以上6年未満が1件、10年以上が1件です。
次に、7ページに移ります。
1の地目別設定面積については、田937平方メートル、畑3,837平方メー
トル、計4,774平方メートルです。
ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、この件についてご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>異議なし声</p>
議 長	<p>異議なしと認め、承認することに決定をいたします。</p> <p>日程第4、報告事項に移ります。</p> <p>報告第17号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。</p>
事務局	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書は8ページになります。</p> <p>報告第17号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和3年8月16日提出。</p> <p>番号558、土地の所在地、鴨方町深田。畑。1, 151平方メートル。</p> <p>借受人は、鴨方町深田、77歳、農業。貸出人は、鴨方町深田、58歳、運送業。</p> <p>合意年月日、引渡年月日は令和3年6月25日です。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>なし声</p>
議 長	<p>質疑はないようですので、報告を受けたこととします。</p> <p>報告第18号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。</p> <p>563番の件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は9ページになります。</p> <p>報告第18号農地法施行規則該当転用届について。令和3年8月16日提出。</p> <p>番号563、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積、737平方メートルのうち37.5平方メートル。</p> <p>申請人は鴨方町小坂東、75歳、農業。施設の概要は、農道設置37.5平方メートル、盛土30センチ、擁壁設置です。用地区分は農振地ですが、農道設置の利用は奥側の農地への進入路となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>柚木です。この土地は地図番号21、22ページで、杉谷川の近く、奥のほうで耕作農地なんで、そこに入る農道を設置するものです。土木委員の承諾を得ており、特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>なし声</p>
議 長	<p>質疑はないようですので、報告を受けたこととします。</p> <p>続きまして、564番の件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号564、土地の所在、寄島町。地目、畑。面積、542平方メートルのうち2.25平方メートル。</p> <p>申請人は東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局1</p>

基2. 25平方メートルです。農地区分は3種となります。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図は23ページになります。こちらは寄島の大浦神社の参道沿いになりまして、畑になっておりますが、参道脇の数メートルなので、問題はないかと思われま。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 続きまして、567番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号567、土地の所在、鴨方町深田。田。面積、847平方メートルのうち35.26平方メートル。

申請人は、鴨方町深田、86歳、農業。施設の概要は、農道設置35.26平方メートル、スロープ、盛土、擁壁、0～165センチでございます。農地区分は2種で、利用は農業用進入路です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。この件は、先ほどの568番の件の進入路が宅地になりますので、その代わりとして宅地部分の西側手に新たに進入路をこしらえるということです。問題ないかと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 報告第19号形状変更届についてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は10ページになります。

事務局 報告第19号形状変更届について。令和3年8月16日提出。

事務局 番号559、土地の所在、鴨方町鴨方。田。899平方メートル。

事務局 申請人は、鴨方町鴨方、68歳、パート兼農業。変更理由は、田を畑にするため100センチの盛土をするものです。

事務局 番号560、土地の所在、鴨方町鴨方。田。679平方メートル。

事務局 申請人は、鴨方町鴨方、79歳、農業。変更理由は、田を畑にするため1メートルの盛土をするものです。

事務局 以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 日程第5、その他に移ります。

事務局 事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 ①推進委員の担当地区について

事務局 ②推進委員の業務等について

- ③農地法の許可申請・届出について
- ④申請書・届出書に必要な書類について
- ⑤農業委員会会議規則等について
- ⑥農業委員会だよりについて
- ⑦農業委員会の日程について
- ⑧農地パトロールについて

議 長 本日の委員会は以上で閉会とします。ご苦労さまでした。

閉会（午後2時45分）

